

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価の運用（参考送付）について

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価において、十分な有効標本数が確保できず、公共工事設計労務単価として設定に至らなかった一部単価については、北陸地方整備局の運用として別紙のとおり取り扱うこととしましたので、参考としてお送りします。

なお、各機関での運用については、各々の責任でお願いします。

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価

(参考値)

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

	石 工	ブロック工	タイル工	建具工
新潟県	29,400	(31,200)	25,600	(24,400)
富山県	31,600	32,000	26,900	24,200
石川県	32,000	33,100	27,200	24,000

※（ ）については、「令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価」掲載値

国土交通省 HP

[https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo14\\_hh\\_000001\\_00337.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00337.html)